

特別融資制度推進会議設置要綱

平成13年 9 月12日 13経営第2931号農林水産事務次官依命通知
改正平成14年 7 月 1 日 14経営第1739号
平成16年10月 1 日 16経営第3086号
平成17年 4 月20日 16経営第8952号
平成19年 3 月30日 18経営第7834号
平成20年 4 月16日 20経営第 40号
平成20年10月 1 日 20経営第3733号
平成20年10月16日 20経営第4074号
平成20年12月 1 日 20経営第4932号
平成21年 5 月29日 21経営第 993号
平成23年 4 月 1 日 22経営第7266号
平成24年 4 月 6 日 23経営第3564号
平成25年 4 月 1 日 24経営第3665号
平成25年 5 月16日 25経営第 384号
平成26年 4 月 1 日 25経営第3636号
平成27年 4 月 1 日 26経営第3306号
平成28年 4 月 1 日 27経営第3274号
平成29年10月17日 29経営第1629号
平成31年 4 月 1 日 30経営第3219号
令和元年 7 月 2 日 元経営第 532号
令和 2 年 3 月30日 元経営第3032号
令和 4 年 3 月31日 3 経営第3158号
令和 4 年 5 月27日 4 経営第 506号
令和 5 年 3 月31日 4 経営第3074号
令和 6 年 3 月29日 5 経営第3138号
令和 7 年 2 月14日 6 経営第2427号
令和 7 年 3 月31日 6 経営第3030号
令和 8 年 9 月28日 8 経営第1421号

第1 特別融資制度推進会議の設置

地域農業振興のための特別の融資制度であって、関係機関が一括して融資・保証審査等の事務を処理することが適切と認められるもの（以下「特別融資制度」という。）を迅速かつ的確に運営するため、原則として、市町村段階に特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置するよう願います。

第2 構成

推進会議は、市町村、農業委員会、農業協同組合、都道府県（普及指導センターを含む。以下同じ。）、都道府県信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。以下同じ。）、都道府県農業信用基金協会、農業経営・就農支援センター（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第11条の11に規定する農

業経営・就農支援センターをいう。以下同じ。)その他の特別融資制度の迅速かつ的確な運営のため必要な関係機関により構成することが望ましい。

第3 運営

- 1 推進会議の対象となる特別融資制度は、別途通知で推進会議に諮るものとして定める融資制度のほか、必要に応じ、推進会議が指定することができるものとする。
 - 2 推進会議の運営は、第2の構成機関における話し合いにより合意した機関が事務局となつて行うものとする。
 - 3 本制度の効率的な実施のため、推進会議の運営は、(1)の方法により行うものとし、(2)の方法により審議を行うのは、慎重な審議が必要な場合に限るものとする。
 - (1) 推進会議が、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関(借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。)に委任するものとする。
 - (2) 推進会議は、以下の方法により審査するものとする。
 - ア 事務局は、原則案件ごとに融資機関への文書持回り方式により処理を行うこと。
 - イ 事務局は、当該借入希望者に対し利子助成等を行う都道府県及び市町村(以下「助成地方公共団体」という。)その他直接関係を有する構成機関に対して、個々の機関へ迅速に、原則として電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により文書を送付し、これらの構成機関は、迅速に認定に係る意見の有無を回答すること。
 - ウ 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が次のいずれかに掲げる書類(以下「意見書」という。)について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは当該書類が付されなかった場合に限ること。
 - (ア) 農業経営改善関係資金基本要綱(平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知)第3の2の(6)の指導農業士等(指導農業士及びこれに類するものをいう。)による意見書及び当該意見書に係る同要綱第3の3の(6)の都道府県による確認書
 - (イ) 農業経営改善関係資金基本要綱第3の3の(6)の都道府県による意見書
- 会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努めること。また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。
- なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催すること。
- 4 3の「慎重な審議が必要な場合」とは、次の(1)及び(2)に掲げる場合

をいう。

- (1) 必要とする借入額が3億円（法人にあっては10億円）を超える場合（ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。）

ア 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合

イ 基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項に規定する地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。）が借り入れる場合

- (2) 認定新規就農者を対象とする資金の貸付けにあっては、次に掲げる場合

ア 必要とする青年等就農資金（青年等就農資金基本要綱（平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。）の借入額が3,700万円を超える場合

イ 意見書が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があるとするものである場合

- 5 認定農業者（農業経営改善計画（基盤強化法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画をいう。8を除き、以下同じ。）の認定を受けた者をいう。）であることを貸付要件とする資金の貸付けにあっては、3の（1）で委任を受けた融資機関（以下「受任融資機関」という。）が認定等に関する事務を行う場合であって、かつ、当該資金の貸付けが農業経営改善計画を達成するために必要な事業に対するものであるか疑義がある場合には、当該受任融資機関は、認定等に関する事務を行う前に、農業経営改善計画の変更の要否について農業経営改善計画の認定を行った市町村等に確認することとし、当該市町村等は、速やかに、確認した結果を当該受任融資機関に回答する。

- 6 受任融資機関が認定等に関する事務を行った場合であって、地方公共団体からの利子助成等を受ける場合又は特に営農技術指導が必要であると認めた場合には、当該融資機関は、事務局に対し、適時に、認定等に関する事務を行った借入希望者の氏名、住所等（既に報告した事項を除く。）を原則として電磁的記録により報告する。

- 7 6の報告を受けた事務局は、速やかに、次に掲げる機関ごとに、それぞれ次に掲げる事項を原則として電磁的記録により通知するものとする。

(1) 助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項（事務局及び受任融資機関から助成地方公共団体に既に報告されたものを除く。）

(2) その他の機関 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項等（事務局及び受任融資機関からその他の機関に既に報告されたものを除く。）

- 8 広域認定（基盤強化法第13条の2の規定に基づき、都道府県の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。以下同じ。）が行われた場合は、広域認定に係る関係市町村（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第6の4（1）の①に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）のうち、（1）に定める市町村に設置された推進会議において、対象とする資金の貸付けの認定等を諮ることが望ましい。

ただし、推進会議の認定等を受けようとする資金の貸付けの使途に、広域認定に係る関係市町村を所在地とする農用地又は農業生産施設の取得等を含む場合にあっては、（2）に定める市町村に設置された推進会議において、対象とする資金の貸付けの認定等を諮ることが望ましい。

- （1）借入希望者が主たる農業経営を行っている市町村
（2）推進会議の認定等を受けようとする資金の貸付けの使途に農用地又は農業生産施設の取得等が含まれる対象事業地がある市町村（当該対象事業地が複数市町村にある場合は、主たる対象事業地がある市町村）
- 9 融資機関等は、推進会議での認定に際し、農業経営改善計画及び青年等就農計画（基盤強化法第14条の4第1項の認定に係る青年等就農計画をいう。）の認定申請及び担保・保証人の設定確保等債権保全も含めた審査を同時併行的に実施し、迅速化と簡素化に十分留意することが望ましい。
- 10 推進会議の各構成機関（機関の役職員を含む。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする（具体的には、借入希望者が情報の提供先として望まない構成機関又は提供されることを望まない情報の種類がある場合は、借入希望者が望まない提供先への情報の提供や提供を望まない情報の種類を提供することがないように留意する。）。

第4 その他

第3の2により推進会議の運営の事務局となった機関においては、別紙要領例に準じて「推進会議設置要領」を定めるようお願いする。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 特別融資制度推進会議設置要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前に旧要綱に基づいて設置された特別融資制度推進会議（旧要綱第5の2の規定により旧要綱第4に基づいて設置された特別融資制度推進会議とみなされたものを含む。）は、この要綱により設置された推進会議とみなす。

附 則（平成23年4月1日22経営第7266号）

この通知は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日23経営第3564号）
この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成25年4月1日24経営第3665号）
この通知は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月16日25経営第384号）
この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成26年4月1日25経営第3636号）
この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日26経営第3306号）
この通知は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日27経営第3274号）
この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月17日29経営第1629号）
この通知は、平成29年10月17日から施行する。

附 則（平成31年4月1日付け30経営第3219号）
この通知は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月2日付け元経営第532号）
この通知は、令和元年7月2日から施行する。

附 則（令和2年3月30日付け元経営第3032号）
この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日付け3経営第3158号）
この通知は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月27日付け4経営第506号）
この通知は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日付け4経営第3074号）
この通知は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日付け5経営第3138号）
この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 14 日付け 6 経営第 2427 号）
この通知は、令和 7 年 2 月 14 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 経営第 3030 号）
この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 9 月 28 日付け 8 経営第 1421 号）
この通知は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

(別紙)

－要領例－

〇〇市特別融資制度推進会議設置要領

第1 目的

この要領は、〇〇市における次に掲げる農業関係資金の適正かつ円滑な融資・保証審査等の運営を図るために、特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その運営等に必要な事項を定めることを目的とする。

(対象とする資金)

- ①農業経営基盤強化資金
- ②農業経営改善促進資金
- ③経営体育成強化資金
- ④青年等就農資金
- ⑤スーパーW資金（アグリビジネスの強化を推進するための金融措置（平成18年3月31日付け17経営第7210号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する「スーパーW資金」をいう。）
- ・
- ・
- ・

第2 協議等事項

推進会議は次の事項について協議等を行う。

- (1) 対象とする資金の貸付けの認定等に関する事。
- (2) 貸付対象者に対する指導・助言等に関する事。
- (3) その他資金の貸付けの認定等に当たって必要な事項に関する事。

第3 構成

推進会議は、次に掲げる機関・団体をもって構成する。

(行政機関等)

- ①〇〇市
- ②〇〇県(普及指導センターを含む。)
- ③〇〇市農業委員会
- ④〇〇県農業経営・就農支援センター
- (融資機関・保証機関)
- ⑤〇〇市農業協同組合
- ⑥〇〇県信用農業協同組合連合会
- ⑦農林中央金庫〇〇支店
- ⑧株式会社日本政策金融公庫
- ⑨〇〇銀行
- ⑩〇〇信用金庫
- ⑪〇〇信用協同組合
- ⑫〇〇県農業信用基金協会(その他)
- ⑬税理士その他推進会議が必要と認めるもの

第4 運営等

- (1) 推進会議に会長を置く。
- (2) 会長は〇〇をもってこれに充てる。
- (3) 会長は推進会議を招集し、会議を主宰する。
- (4) 推進会議の事務局は〇〇が担当する。
- (5) 本制度の効率的な実施のため、推進会議は、第2の協議等に当たっては、原則として、アの方法によるものとし、イの方法により審議を行うのは、慎重な審議が必要な場合に限ることとする。

ア 推進会議が、対象とする資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関（借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。）に委任することとする。

イ 次に掲げる方法

- (ア) 事務局は、融資機関への文書持回り方式により処理を行う。
- (イ) 事務局は、当該借入希望者に対し利子助成等を行う都道府県及び市町村（以下「助成地方公共団体」という。）その他直接関係を有する構成機関に対して、個々の機関へ、迅速に、原則として電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により文書を送付し、これらの構成機関は、3営業日以内に、認定に係る意見の有無を回答する。
- (ウ) 推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が次のいずれかに掲げる書類（以下「意見書」という。）について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは当該書類が付されなかった場合に限ること。
 - a 農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(6)の指導農業士等（指導農業士及びこれに類するものをいう。）による意見書及び当該意見書に係る同要綱第3の3の(6)の都道府県による確認書
 - b 農業経営改善関係資金基本要綱第3の3の(6)の都道府県による意見書

会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努める。また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催する。

- (6) (5)の「慎重な審議が必要な場合」とは、次のア及びイに掲げる場合をいう。
 - ア 必要とする借入額が3億円（法人にあっては10億円）を超える場合（ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。）
 - (ア) 災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合
 - (イ) 設置要綱第3の4の(1)のイに規定する場合

- イ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）を対象とする資金の貸付けにあつては、次に掲げる場合
- （ア） 必要とする青年等就農資金（青年等就農資金基本要綱（平成26年4月1日付け25経営第3702号農林水産事務次官依命通知）第3に定める資金をいう。）の借入額が3,700万円を超える場合
- （イ） 意見書が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義があるとするものである場合
- （7） 認定農業者（農業経営改善計画（基盤強化法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定に係る果樹園経営計画をいう。（10）を除き、以下同じ。）の認定を受けた者をいう。）であることを貸付要件とする資金の貸付けにあつては、（5）のアで委任を受けた融資機関（以下「受任融資機関」という。）が認定等に関する事務を行う場合であつて、かつ、当該資金の貸付けが農業経営改善計画を達成するために必要な事業に対するものであるか疑義がある場合には、当該受任融資機関は、認定等に関する事務を行う前に、農業経営改善計画の変更の要否について農業経営改善計画の認定を行った市町村等に確認することとし、当該市町村等は、速やかに、確認した結果を当該受任融資機関に回答する。
- なお、「農業経営改善計画を達成するために必要な事業に対するものであるか疑義がある場合」とは、次のアからオまでに掲げる場合をいう。
- ア 申請者名（個人の場合は氏名、法人の場合は法人名）に変更がある場合
- イ 融資対象事業に係る営農類型（目標）にチェックがない場合
- ウ 認定を受けた市町村等での事業を止める場合
- エ 農業経営改善計画の目標年度における経営改善資金計画の所得が農業経営改善計画の目標所得よりも低い場合
- オ その他経営改善資金計画に記載の事業が農業経営の改善に関する目標の達成に必要な措置と判断できない場合など融資機関が必要と認めた場合
- （8） 受任融資機関が認定等に関する事務を行った場合であつて、地方公共団体からの利子助成等を受ける場合又は特に営農技術指導が必要であると認めた場合には、事務局に対し、適時に、認定等に関する事務を行った借入希望者の氏名、住所その他助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項（既に報告した事項を除く。）を原則として電磁的記録により報告する。
- （9） （8）の報告を受けた事務局は次により、3営業日以内に、原則として電磁的記録により通知するものとする。
- ア 助成地方公共団体 助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項（事務局及び受任融資機関から助成地方公共団体に既に報告されたものを除く。）
- イ その他の機関 推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行う上で必要な事項（事務局及び受任融資機関からその他の機関に既に報告されたものを除く。）
- （10） ○○市以外の市町村を含んだ広域認定（基盤強化法第13条の2の規定に基づき、都道府県の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。）の内容に関する協議等については、設置要綱第3の8の方針を基に、関係市町村（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第6の4（1）の①に規定する関係市町村をいう。）と調整を行い、広域認定に係る農業者への円滑な融資に努める

ものとする。

第5 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は別途推進会議が定めるものとする。
- (2) 推進会議の各構成機関(機関の役職員を含む。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続については、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする(具体的には、借入希望者が情報の提供先として望まない構成機関又は提供されることを望まない情報の種類がある場合は、借入希望者が望まない提供先への情報の提供や提供を望まない情報の種類を提供することがないように留意する。)。